

告示

埼玉県告示第千百十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に係る変更の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第 六四四号	
肥料の種類	加工家きん ふん肥料	
変更事項	株式会社愛 鶏園 代表者の変 更	
変更内容	変更前	齋藤 大天
	変更後	齋藤 拓